

公立鳥取環境大学人間形成教育センター運営規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第6条に定める公立鳥取環境大学人間形成教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学が行う人間形成に関わる教育の充実を図ることを目的とする。

(センターの活動)

第3条 センターは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 人間形成教育科目の授業計画の立案及び実施
- (2) プロジェクト研究1から4までに關する授業計画の調整及び実施
- (3) 人間形成教育に關する研究
- (4) その他、センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の活動

(センターの組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター所属の専任教員
- (4) 人間形成科目を担当（兼担）する各学部の専任教員

(運営委員会)

第5条 センターの活動に關する事項を審議するため、センターに人間形成教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が指名する第4条第3号に規定する専任教員 若干名
- (4) 学長が指名する第4条第4号に規定する専任教員 各学部1名
- (5) その他学長が必要と認める者

3 前項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員の中から指名した者がその職務を代理する。

7 運営委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

8 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見を聴くことができる。

10 運営委員会の事務は、学務課が行う。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人間形成教育科目の授業計画の立案及び実施
- (2) プロジェクト研究1から4までに關する授業計画の調整及び実施
- (3) その他、センターの運営に關して学長から諮問された事項

(事務)

第7条 センターの事務は、学務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に關し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第51号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。